

慶弔に関する規程

2008年11月17日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）に貢献した会員、元会員の慶弔に関して定めるものである。

(慶事)

第2条

歴代会長等、本会活動に特に寄与した会員、元会員の慶事を慶祝することが適当であると会長が判断した場合には会長名で祝電を贈ることができる。

(弔事)

第3条

次の者が逝去し、会長が適当だと判断した場合、弔電、生花または花輪を会長名で贈ることができる。

- (1) 歴代会長
- (2) 現理事または監事

(改廃)

第4条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2008年11月17日 制定

2017年7月14日 改定

2022年11月30日 改定

以上